

政令第二百六十一号

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項及び第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成二十三年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県の項の前に次のように加える。

北海道

広尾郡広尾町 厚岸郡浜中町

別表第一岩手県の項中「花巻市」を「花巻市 北上市」に、「紫波郡矢巾町」を「紫波郡矢巾町 西磐井郡平泉町」に改め、同表宮城県の中「刈田郡蔵王町」を「刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町」に、「同郡川崎町」を「同郡川崎町 伊具郡丸森町」に改め、同表福島県の中「伊達市」を「伊達市 本宮市」に、「同郡川俣町」を「同郡川俣町 安達郡大玉村」に、「耶麻郡猪苗代町」を「耶麻郡猪苗代町 河沼郡湯川村」

に、「東白川郡棚倉町」を「東白川郡棚倉町 同郡鮫川村」に、「田村郡小野町」を「田村郡三春町 同郡小野町」に改め、同表茨城県の項中「石岡市」を「石岡市 下妻市」に、「筑西市」を「筑西市 坂東市」に、「稲敷郡美浦村」を「稲敷郡美浦村 同郡河内町」に改め、同表千葉県の項中「成田市」を「成田市 佐倉市」に、「印西市」を「印西市 匝瑳市」に、「山武郡九十九里町 同郡横芝光町」を「印旛郡栄町 香取郡神崎町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町」に改める。

別表第三茨城県の項中「結城市」を「結城市 坂東市」に改め、同表栃木県の項中「足利市」を「足利市 佐野市」に改め、同項の次に次のように加える。

埼玉県

久喜市

別表第三千葉県の項中「富里市」を「富里市 匝瑳市」に、「香取郡多古町」を「香取郡神崎町 同郡多古町」に、「山武郡横芝光町」を「山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町」に改める。

#### 附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を追加して定める必要があるからである。